

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第104号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第3条第2項及び前条第2項に規定する」を「警防部消防救助課消防航空隊に勤務する」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を削る。

第13条第2項中「第16条まで」の右に「(第15条第2項第1号を除く。)」を加える。

第14条第2項中「400円」を「200円」に改める。

第15条を次のように改める。

(へき遠地消防業務手当)

第15条 へき遠地消防業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 左京消防署花背消防吏員駐在所を勤務公署とする職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員で、左京消防署花背消防吏員駐在所で単身で勤務し、消防作業等に従事したもの

2 へき遠地消防業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 正規の勤務として勤務した日1日につき3,500

円

(2) 前項第2号に掲げる職員 業務に従事した日1日につき350円

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を削り、第22条を第20条とし、第23条を第21条とし、第24条を削り、第25条を第22条とする。

第26条第1項中「、航空機整備手当及び遠隔地勤務手当」を「及び航空機整備手当」に改め、同条を第23条とする。

第27条を第24条とする。

第28条第1項及び第2項本文中「第23条第1項第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同条を第25条とする。

第29条を第26条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第14条及び第15条（第2項第1号を除く。）の規定は、平成19年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)